

## 安全配慮義務：労働安全衛生関係法令指針

### 環境・健康

労働安全衛生関係法令の努力義務としての指針は、例え指針を遵守しなくても罰則等の制裁を受けませんが、この指針に係る業務上の災害が発生した場合、業務上災害の“予見の可能性”と“危険等の回避努力”の状況によっては、使用者（事業者）が安全配慮義務を怠ったと判断され、民事上の損害賠償責任を負うことが想定されます。

下記に、労働安全衛生法 第28条の2（事業者が行う調査等）の指針に係る規定と関連する指針の公示を示しました。下記の指針では、危険性又は有害性等の調査とリスクの見積り〔予見〕、優先度に応じたリスク低減措置〔危険等の回避〕などを示しており、特に安全配慮義務との関連性がうかがえます。

#### 労働安全衛生法 第28条の2 第1項（事業者が行う調査等）

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

略

2. 厚生労働大臣は、前条第1項及び第3項に定めるもののほか、前項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
3. 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

<関連公示>

- ・ 危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成18年3月10日）
- ・ 化学物質による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年9月18日）

### kes サポート

課 題	kes サポート
作業環境の管理	作業環境測定、局所排気装置等の定期自主検査 排・換気装置の改善・設置
有害物質等ばく露状況の調査	個人ばく露モニタリング、生物学的モニタリング
衛生診断、リスクアセスメント	作業環境測定、健康診断等に基づく衛生診断、リスクアセスメントの実施と教育